

(6) 所轄庁に対して事業報告書などを提出していること

各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること

(解説)

法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書，計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法第 29 条の規定により提出していること（法第 45 条第 1 項第 6 号）。

毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に提出している必要があります。

(7) 法令違反，不正の行為，公益に反する事実等がないこと

法令違反，不正の行為，公益に反する事実等がないこと

(解説)

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実，偽りその他不正の行為により利益を得，又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（法第 45 条第 1 項第 7 号）。

(8) 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること

認定又は仮認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において，設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。

(解説)

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において，その設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること（法第 45 条第 1 項第 8 号）。